

『外商投資商業領域管理弁法』解説(4)

第十八条 同一外国投資者が中国国内において累計開設店舗 30 店舗以上で、経営品目に図書、新聞、雑誌、自動車(本制限は 2006 年 12 月 11 日より撤廃)、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、製品油、(穀物などの)食料、植物油、砂糖、綿花等の商品を含む場合、且つ上述の商品が異なるブランドに属し、異なる仕入先から仕入れる場合、外国投資者の出資比率は 49%を超過してはならない。

【解説】本規定は印刷物、自動車、薬品、農業関連商品、ガソリン、基礎食料品、綿花などは独資の外商投資商業企業を禁止したのですが、累計開設店舗が 30 店舗に達しない場合は本規定の適用を受けませんので、主として大規模卸売り、小売りの外商投資商業企業を規制する規定となっています。

第十九条 外商投資商業企業が他社にフランチャイズ経営方式で店舗開設を委任する場合、本弁法の規定を遵守する以外に、国家がフランチャイズ経営活動に別途規定している場合、その規定も遵守しなければならない。

【解説】フランチャイズ経営方式(中国語では「特許経営」と言っています)で外商投資商業企業を設立する場合は、国内の全ての同類企業を規制した『商業フランチャイズ経営弁法』(内貿行 - 字(1997)第 124 号、1997 年 11 月 14 日国内貿易部公布)、或いは『チェーン店に関する登記管理関連部門の通知』(工商企字(1997)第 147 号)、『企業のチェーン店経営における財務管理問題の暫行規定』(財商字(1997)第 411 号)など、フランチャイズ経営、チェーン店経営に関する一連の規定がありますので、それらも参照しなければならないことを確認しています。

第二十条 外商投資商業企業が競売業務を行う場合、『競売法』、『文化財法』などの関連法律に符合しなければならず、商務部が審査批准を行う。具体的な実施弁法は別途制定する。

【解説】前条と同様、既に国内の全ての同類企業を規制した関連規定があり、その遵守を確認したのですが、「実施弁法は商務部が別途制定」としていますので、外商投資商業企業のみにも適用される規制が追加される可能性があることを伺わせます。

第二十一条 2004 年 12 月 11 日より、外資商業企業の設立を許可する。

【解説】「外商投資商業企業」という言葉は、独資、合弁、合作など、どのような形式でも外国資本が入っている場合に使われますが、ここに言う「外資商業企業」という言葉は 100%外国資本という意味で、いわゆる独資企業の外商投資商業企業を指します。ちなみに全て外国資本であれば出資者が複数で外国資本同士の合弁事業の場合も独資企業である外資商業企業に分類されます。

内容的には 2004 年 12 月 11 日より独資の外商投資商業企業設立を許可する、というのですが、ただし、外商投資商業企業設立には、設立申請 申請受理 政府批准 批准証書の交付 営業許可申請 営業許可証交付、という一連の手続きが必要ですので、12 月 11 日より無条件に外商投資商業企業設立が許可されるわけではありません。またそれまでに実施細則など事務方の細部規程がはっきりしなければ、「受付はするが、審査に時間がかかる(実質的に審査が進まない)」ことも予想されます。

第二十二条 小売りに従事する外商投資商業企業及びその店舗の設立地域は 2004 年 12 月 11 日より前は省都、自治区首府、計画単列市及び経済特区に限る。2004 年 12 月 11 日以降は地域制限を撤廃する。卸売り業務に従事する外商投資商業企業は本弁法実施日より地域制限を撤廃する。

【解説】本条も内容的には第二十一条と同様で、外商投資商業企業に対する地域制限の規制を述べたもので、2004 年 12 月 11 日以降は、卸売業も小売業も地域制限が撤廃されることになっています。また卸

売業については「本弁法実施日より」となっていますので、すでに本弁法施行日である 2004 年 6 月 1 日より全国各地で本弁法に基づく卸売り会社が設立可能となっているはずですが、上記第二十一条と同様、「受付はするが、審査に時間がかかる(実質的に審査が進まない)」、あるいは経済委員会などの関連する商業所管部門で「暫時審査を実施しない」という形で必ずしもまだ順調に認可が進む状態ではないことが予想されます。

上海市外資工作委員会批准処の責任者によれば、「法律は施行されているので申請は受理する。但し上海市政府としては商業企業を統括するのは経済委員会であり、経済委員会の審査と認可を得て北京に送付することになる。卸売り企業の認可権は商務部であり、上海市外資工作員会は申請の受理窓口ではあるが実質的な審査権を持たない。」と非公式にコメントしています。

第二十三条 外商投資企業が国内で商業分野に投資する場合、《外商投資企業の国内投資に関する暫定規定》に符合しなければならず、本弁法を参照して手続きを行わなければならない。

【解説】本条は中国に既に設立されている外商投資企業(合弁、独資、合作を問いません。以下「外資系企業」といいます。)が、中国国内で投資して新たに外商投資商業企業を設立しようとする場合の規定を定めたものです。

この規定によれば単に「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」(対外貿易経済合作部・国家工商行政管理总局 2000 年 7 月 25 日公布、9 月 1 日施行)と本弁法による、としていますので、逆に言えばこの本弁法と「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」を満たせば、既存の外資系企業は中国国内に外商投資商業企業を設立することができる、ということになります。

「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」によれば、国内の外資系企業(これには外高橋保税区の貿易型などの企業も含まれます。)は以下の四条件を満たすことによって国内の他の企業に投資することが出来るとしています。

1. 登録資本金が全て払い込みであること。
2. 繰越損失が無く、年度利益を計上していること。
3. 法に基づいて経営され、過去に法令などに対する違反記録が無いこと。
4. 投資累計額が資本勘定の 50%を超えないこと。

勿論「申請できる」ということと「申請が批准されて実際に外商投資商業企業が設立できる」ということと同意義ではありませんので、他の外国企業からの新規申請と同じかなり難しそうな?申請資料と手続きを必要とし、かつ批准審査を経てはじめて外商投資商業企業が設立出来るわけですが、しかしながら、既に設立済みの外資系企業にも全く同様の外商投資商業企業が設立出来る機会が与えられることを明確にしたことは大変大きな意味があると言えます。

次の第二十四条に規定がありますが、既存の生産型外資系企業が営業範囲を拡大して外商投資商業企業を兼営することは、行政上も税務上もいろいろな矛盾や問題点が考えられ、むしろこの第二十三条によって、既存の生産型外資系企業が投資して、別会社としての外商投資商業企業を設立する動きは多くなると予想しています。

ただし、中国の独資企業が 100%出資する商業企業は「外商投資」となりません(中国企業の出資は「内資」と見做されます)ので、少なくとも 25%以上を外国の親会社が出資するなど、「外商投資」企業の資格は満たす必要があります。